

年度途中に運開する電源の リクワイアメント等の扱いについて

2026年3月27日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 期中運開電源に関するリクワイアメント（現在の設定）
3. 期中運開電源に関するリクワイアメントの検討の方向性
4. 期中運開電源に関するリクワイアメントの見直し案
5. まとめ

- 2025年度包括的検証の検証項目として、「現在の仕組みの再確認」の中に「リクワイアメント、ペナルティ強度の状況」を設け、計画停止のリクワイアメントについて検証した。
- 検証結果を踏まえ、落札した年度途中で運開する電源（以降「期中運開電源」とする。）における、「容量停止計画」をはじめとしたリクワイアメント・ペナルティの見直しを検討したため、本日はご意見をいただきたい。

第68回 容量市場の在り方等
に関する検討会 資料3より
(2025/9/30)

4. 観点2 「現在の仕組みの再確認」に関連した情報提供
「計画停止」のリクワイアメント (安定電源・変動単独・変動アグリゲート)

52

- 実需給期間中における容量停止計画のコマカウントは、提出時期や低予備率アセスメント対象コマの有無でペナルティ倍率 (1倍もしくは5倍) が決定され、**180日相当を超えるカウント分からはペナルティ対象**としている。
- 年度途中に運開する電源も一部あるため、ペナルティ対象外となる年間180日相当の停止については、運開時期に応じて適切となるよう、引き続き検討していくことが考えられる。
(例えば、10/1運開の電源では、ペナルティ対象外となる停止日数を90日相当にするなど)

容量市場 事業者向け説明会 (リクワイアメント対応)
(対象実需給年度: 2025年度)

3.1.1 アセスメントの基準 (容量停止計画 (日数カウント)) ③
業務マニュアル『6 アセスメント結果の確定 (容量停止計画)』 ※変動電源 (単独) のリクワイアメントも同じ 12

- 容量停止計画の提出タイミングおよび低予備率アセスメント対象コマの有無によるペナルティの倍率は以下のとおりです。
- 容量停止計画の期間の短縮に伴い容量停止計画を再提出する場合には、当初計画のペナルティの倍率から変更しません。
- 容量停止計画の期間を延長に伴い容量停止計画を再提出する場合には、当初計画の期間については、当初計画のペナルティの倍率から変更しませんが、延長した期間については、容量停止計画を再提出したタイミングにおけるペナルティの倍率を適用します (例えば、前月末に提出した計画 (1倍カウント) を、前週の火曜日17時より後に容量停止計画を延長した場合は、延長した期間については5倍カウント (平常時の夜間、休日を除く) します)。
- 実需給までに、容量停止計画を取り消した場合、容量停止計画の対象外とします。

提出のタイミング	容量停止計画の提出					
	前日夕方以降に「平常時」と判定された時			前日夕方以降に「低予備率アセスメント対象コマ」と判定された時		
前月末	停止期間			停止期間		
前週の火曜日17時まで		停止期間			停止期間	
前週の火曜日17時より後			停止期間			停止期間
ペナルティの倍率	1倍	1倍	5倍	1倍	5倍	5倍

※夜間、休日は1倍

3.1.1 アセスメントの基準 (容量停止計画 (日数カウント)) ④
業務マニュアル『6 アセスメント結果の確定 (容量停止計画)』 ※変動電源 (単独) のリクワイアメントも同じ 13

- その他要因 (発電設備自体の作業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等) に伴い電源等が停止または出力低下する場合に提出いただく容量停止計画についても、提出タイミングおよび広域予備率低下の有無によるペナルティの倍率は、容量提供事業者が実施する作業実施に伴う場合と同じです。
- なお、その他要因に伴う容量停止計画については、容量停止計画の変更が生じたとしてもペナルティの倍率は1倍とする場合があります。

流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等に伴う電源等の停止又は出力低下時 (参考) 電源等の維持・運営に必要な作業の要因に伴う電源等の停止又は出力低下時

提出のタイミング	容量停止計画の提出
前月末 (変更前)	停止期間
前週火曜日17時	
前週火曜日17時より後 (変更後)	停止期間
ペナルティの倍率	1倍

提出のタイミング	容量停止計画の提出
前月末 (変更前)	停止期間
前週火曜日17時	
前週火曜日17時より後 (変更後)	停止期間
ペナルティの倍率	1倍 5倍

※平常時の夜間、休日は1倍

<第68回本検討会でのご意見（抄）>

- 今日の資料の中では、52ページ目のリクワイアメントのところ、年度途中での運開電源は、この（180日という）日数でいいのかに関しては、この辺りは非常に単純なので、やはり手を入れるべきだろうと感じた。見落としのような感じがあったかと考える。

<CfE（年度途中での新規運開・停止する電源の取り扱い）への意見>

- 公平性の観点から運開時期に応じた適切化は必要。
- 運開以降の運転可能期間の内、半分の期間を停止してもペナルティ対象外となるよう設定

2. 期中運開電源に関するリクワイアメント（現在の設定）

① 運開後に出力停止等があった場合の容量停止計画の停止コマ数

- 安定電源及び変動電源においては、「計画停止」のリクワイアメントとして電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持することを求めており、容量停止計画を提出する場合※1については、年間8,640コマ（180日相当；以下、「控除日数」という。）を上限に出力停止等を認めている。
- 運開前の期間については容量停止計画の対象外のため、例えば11月1日に運開する電源の場合、**運開後の全期間（11月1日～3月31日）で容量停止計画を提出した場合においても、控除日数に収まる。**



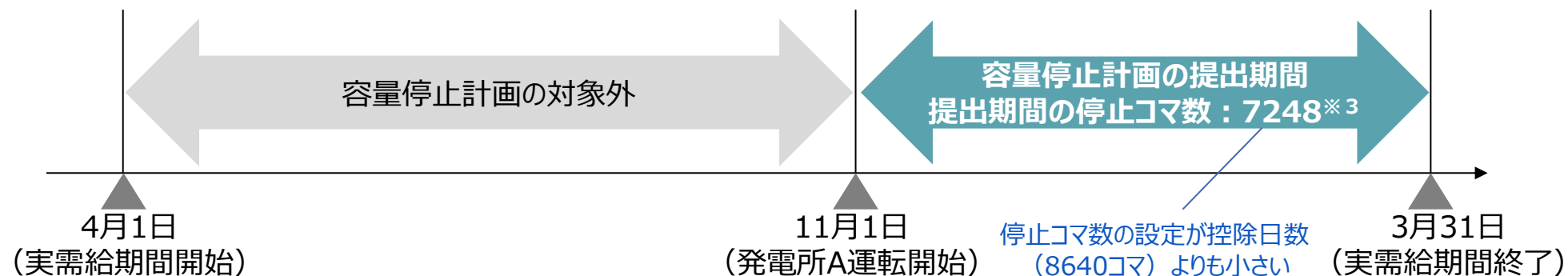
発電所A

<発電所Aの前提条件>

新設電源であり11月1日から運開
 定格出力：30,000kW
 アセスメント対象容量：右表のとおり
 契約容量：12,500kW
 契約単価：12,000 円/kW
 容量確保契約金額：150,000,000円

アセスメント対象容量（単位：kW）※2

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000



※1 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合。

※2 メイン・追加オークションにおける期中運開電源は、運開前期間のアセスメント容量を0で登録することとしている。

※3 容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があるが、計画的に提出されているものとし、実需給年度が365日である年とする。うるう年の対応は業務マニュアル等で詳細説明。

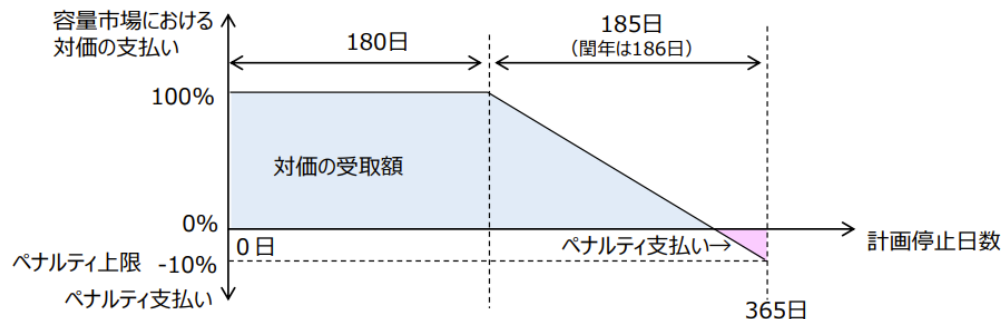
- 需給ひっ迫のおそれの高い時期として、夏季 (7,8月)、及び冬季 (1,2月) に、その前後の半月 (6月下旬、9月上旬、及び12月下旬、3月上旬) を加えた約6か月間 (約185日) が稼働可能な計画であることをリクワイアメントとして求めることとし、控除日数の検討が行われた。

3. ペナルティレートについて (1 - 2) 計画停止のペナルティレート

17

- 容量確保契約を締結した電源等は、需給ひっ迫のおそれの高い時期に供給力を提供できるように、対価の受取額に減額が生ずる稼働可能な日数について設定することが考えられる。
- 例えば、我が国において需給ひっ迫のおそれの高い時期としては、夏季 (7,8月)、及び冬季 (1,2月) に、その前後の半月 (6月下旬、9月上旬、及び12月下旬、3月上旬) を加えた約6か月間 (約185日) とすることが考えられるのではないか。
- そこで、稼働可能な計画が185日 (閏年は186日) を下回る場合、対価の受取額の減額が生ずることとしてはどうか。※

※180日以内までの計画停止は減額しないが、180日以内であれば、必要以上に作業停止計画を長くしてもよいことを認めているものではない。



第13回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4より
(2018年7月12日)

- 計画停止のリクワイアメントにおける経済的ペナルティについては、1年間停止としていた場合に経済的ペナルティが年間上限額 (容量確保契約金額の110%) となるように設計されている。

3. ペナルティレートについて (1 - 4) 計画停止のペナルティレート

19

第13回 容量市場の
在り方等に関する検討
会 資料4より
(2018年7月12
日)

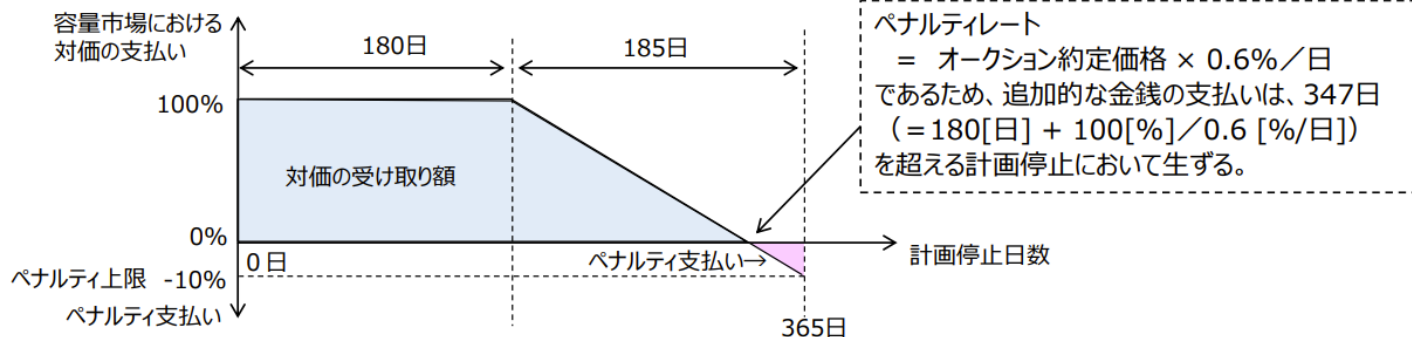
- 計画停止のペナルティレートは、1年間を通じリクワイアメントが全く果たされなかった場合に上限額 (オークション約定価格の110%) に至ることとして、一定のペナルティレートがあった場合、以下のよう
に計算できる。

$$\begin{aligned} \text{ペナルティレート} &= \text{オークション約定価格} \times 110\% \div 185\text{日} \\ &= \text{オークション約定価格} \times 0.6\%/\text{日} \end{aligned}$$

- 上記のペナルティレート (0.6%/日) を、既設電源の計画停止、新設電源の運転開始時期に適用
することとしてはどうか。

- 例えば、新設電源が、12月1日から運転開始する場合、計画停止日数は4月~11月末の244日の
ため、経済的ペナルティはオークション約定価格の38.4% (64日×0.6%/日) となる。
- 既設電源が、4月~5月末、及び、10月~11月末に計画停止を行った場合は、計画停止日数は合
計122日のため、経済的ペナルティを受けることは無い。

コマ単位では1/48となり、
0.0125%/コマ



- 控除日数 (8,640コマ) を超過した場合の経済的ペナルティは、控除日数を超過したリクワイアメント未達成コマ数 × 0.0125 (%/コマ) としている。

第5章 契約の履行

容量市場概要

募集概要

参加登録

マイナーアクション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

安定電源

74

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ (③ 計画停止)

容量市場メイ
ンオークション
についてより
(2025年7
月)

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること。
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源を停止又は出力低下させる計画を提出する場合※1については、年間8,640コマ (180日相当) を上限に認めることとします。
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※2とします。
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます。
 - 経済的ペナルティ (円) = $\frac{\text{容量確保契約金額 (円)}}{\text{年間8,640コマを超過して当月に発生したリクワイアメント未達成コマ数 (コマ)}} \times 0.0125 (\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



※1：新設電源において運転開始が遅延する場合は含まれません。

※2：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

2. 期中運開電源に関するリクワイアメント（現在の設定）

②実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額

- 実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額は容量確保契約金額×18.3%としている。
- 期中運開電源は、**運開後の全期間で経済的ペナルティが上限まで発生した場合において、容量確保契約金額よりも経済的ペナルティ金額が下回る場合がある。**



発電所A

<発電所Aの前提条件>

新設電源であり11月1日から運開

定格出力：30,000kW

アセスメント対象容量：右表のとおり

契約容量：12,500kW

契約単価：12,000 円/kW

容量確保契約金額：150,000,000円

アセスメント対象容量（単位：kW）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

運開後の全期間中で経済的ペナルティが月間上限まで発生した場合

	金額	備考
①容量確保契約金額	150,000,000円	
②ペナルティ合計	137,250,000円	①×18.3%×5か月
①－②	12,750,000円	

この例では、運開後の全月で経済的ペナルティが月間上限額の18.3%となった場合でも、容量確保契約金額に対し、ペナルティ金額が下回る

- 容量市場では、容量確保契約金額を毎月支払う仕組みの中で、供給力の提供を継続的に行うインセンティブを図るため、経済的ペナルティの過剰な偏りがないよう、月間上限額の設定を行っている。
- 高需要期の需給ひっ迫のおそれがあるときのペナルティが発生しやすくなる点から、夏季（7、8月）と冬季（1、2月）の4か月間に前後の半月（6月下旬、9月上旬、及び12月下旬、3月上旬）を加えた6か月間でインセンティブが確保されるよう、年間の容量確保契約金額の18.3%がペナルティ金額の月間上限額として設定された。

2. ペナルティの上限額

(3) ペナルティの月間上限額の設定について

15

第13回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4より（2018年7月12日）

- 年度初めに需給ひっ迫が発生し、その際にリクワイアメントを満たせず、年度初めに年間のペナルティ上限に達してしまうと、当該電源は以後の期間において、リクワイアメントを果たす経済的インセンティブを失ってしまうことが考えられる。
- 英国では、需給ひっ迫時に24時間リクワイアメントを達成できなければペナルティの年間上限額に達するペナルティレートであり、ペナルティの月間上限額は1年間の対価の支払い額の1/6としている。
- 我が国においても、需給ひっ迫のおそれがあるときのリクワイアメント未達に課すペナルティレートは相当に高くなるものと考えられ、場合によっては年度初めに年間のペナルティ上限に達してしまう可能性が考えられる。
- 従って、我が国においても、年間にわたってリクワイアメントを達成するインセンティブを確保する観点から、ペナルティの月間上限額を設定する必要があるのではないか。
- 我が国においては、主に夏季（7、8月）と冬季（1、2月）の4か月間に高需要が見込まれることを踏まえ、前後の半月（6月下旬、9月上旬、及び12月下旬、3月上旬）を加えた6か月間においてインセンティブが確保されるよう、ペナルティの月間上限額は、年間上限額を6で割ることとしてはどうか。
- 具体的なペナルティの月間上限額は、オークション約定価格の18.3%（ $=110\% \times 1/6$ ）としてはどうか。

(4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

$$\text{年間上限額 (円)} = \text{容量確保契約金額 (円)} \times 110\%$$

$$\text{月間上限額 (円)} = \text{容量確保契約金額 (円)} \times 18.3\%$$

イ 経済的ペナルティは、毎月算定し、円未満の端数は切り捨てます。

ウ 経済的ペナルティの総額が容量確保契約金額を上回った分については、消費税の対象外となります。

エ 経済的ペナルティの算定結果を容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティの算定結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

オ 容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者を経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

カ 容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

容量市場 メインオークション
募集要綱 (対象実需給年
度: 2029年度) より
(2025年7月31日)

2. 期中運開電源に関するリクワイアメント（現在の設定）

③容量確保契約金額の支払開始時期

- 容量確保契約金額を12で除した金額から実需給期間中の経済的ペナルティ等を差し引いた金額を、容量提供事業者にも各月支払う仕組みとなっているため、期中運開電源については運開前から各月の容量確保契約金額の支払いが行われる。
- このため、期中運開後の経済的ペナルティの状況によっては、**月ごとの経済的ペナルティが容量確保契約金額を上回る可能性が高くなる。**



発電所A

<発電所Aの前提条件>

新設電源であり11月1日から運開

定格出力：30,000kW

アセスメント対象容量：右表のとおり

契約容量：12,500kW

契約単価：12,000 円/kW

容量確保契約金額：150,000,000円

アセスメント対象容量（単位：kW）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

運開後の期間中で経済的ペナルティが発生した場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
経済的ペナルティ【円】	0	0	0	0	0	0	0	27,450,000	27,450,000	27,450,000	27,450,000	27,450,000	137,250,000
容量確保契約金額の支払額【円】	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	150,000,000
月ごとの収支【円】	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	12,750,000

期中運開電源については運開前から各月の容量確保契約金額の支払いが行われる

期中運開後の経済的ペナルティの状況によっては、月ごとの経済的ペナルティが容量確保契約金額を上回る可能性が高くなる。

容量確保契約約款
より
(2026年2月)

第7条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \\ & = \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量} \\ & - \text{第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ}^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量及び供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

2. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。
3. 第1項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。

3. 期中運開電源に関するリクワイアメントの検討の方向性

- 期中運開電源に関するリクワイアメント等に関する検討項目と対応の方向性を以下に示す。
- ①②③の項目について次ページ以降で詳しく説明する。

検討項目		検討内容	対応の方向性
①	「計画停止」のリクワイアメントについて	期中運開電源の場合、運開前の期間については容量停止計画の対象外のため、例えば11月1日に運開する電源は、運開後の全期間で容量停止計画を提出した場合においても、控除日数に収まる。	年間のコマ数と、1コマあたりのペナルティレートを、運開後の期間ごとに設定する。
②	実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額について	実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額は容量確保契約金額×18.3%としている。期中運開電源は、運開後の全期間で経済的ペナルティが上限まで発生した場合において、容量確保契約金額よりも経済的ペナルティ金額が下回る場合がある。	月間上限額を、運開後の期間ごとに設定する。
③	容量確保契約金額の支払時期について	容量確保契約金額を12で除した金額から実需給期間中の経済的ペナルティ等を差し引いた金額を、容量提供事業者にも各月支払う仕組みとなっているため、期中運開電源については運開前から各月の容量確保契約金額の支払いが行われる。このため、期中運開後の経済的ペナルティの状況によっては、月ごとの経済的ペナルティが容量確保契約金額を上回る可能性が高くなる。	容量確保契約金額を運転月数で除した額を各月に支払うこととし、運開後に支払を開始する。

4. 期中運開電源に関するリクワイアメントの見直し案

① 運開後に出力停止等があった場合のペナルティレート

- 検討の方向性としては、既設電源との公平性を考慮し、運開の時期に応じた控除日数と1コマあたりのペナルティレートを設定することが考えられる。
- **期中運開電源の場合、以下表のとおり、控除日数と、1コマあたりのペナルティレートを、運開後の期間に応じて設定することとしてはどうか。**

運開月	控除日数 (コマ数) ※ 1
4月	8,640コマ (180日相当、約款に記載の通り)
5月	7,929コマ (8,640コマ × 335 ÷ 365)
6月	7,196コマ (8,640コマ × 304 ÷ 365)
7月	6,485コマ (8,640コマ × 274 ÷ 365)
8月	5,752コマ (8,640コマ × 243 ÷ 365)
9月	5,018コマ (8,640コマ × 212 ÷ 365)
10月	4,308コマ (8,640コマ × 182 ÷ 365)
11月	3,574コマ (8,640コマ × 151 ÷ 365)
12月	2,864コマ (8,640コマ × 121 ÷ 365)
1月	2,130コマ (8,640コマ × 90 ÷ 365)
2月	1,396コマ (8,640コマ × 59 ÷ 365)
3月	733コマ (8,640コマ × 31 ÷ 365)

運開月	ペナルティレート※ 2
4月	0.0125% (約款に記載の通り)
5月	0.0134% ((110% ÷ (185 × 335 ÷ 365)) ÷ 48)
6月	0.0148% ((110% ÷ (185 × 304 ÷ 365)) ÷ 48)
7月	0.0165% ((110% ÷ (185 × 274 ÷ 365)) ÷ 48)
8月	0.0186% ((110% ÷ (185 × 243 ÷ 365)) ÷ 48)
9月	0.0213% ((110% ÷ (185 × 212 ÷ 365)) ÷ 48)
10月	0.0248% ((110% ÷ (185 × 182 ÷ 365)) ÷ 48)
11月	0.0299% ((110% ÷ (185 × 151 ÷ 365)) ÷ 48)
12月	0.0373% ((110% ÷ (185 × 121 ÷ 365)) ÷ 48)
1月	0.0502% ((110% ÷ (185 × 90 ÷ 365)) ÷ 48)
2月	0.0766% ((110% ÷ (185 × 59 ÷ 365)) ÷ 48)
3月	0.1458% ((110% ÷ (185 × 31 ÷ 365)) ÷ 48)

※ 1 ※ 2 検討会で整理を行うにあたり必要なイメージを記載、詳細な数字は業務マニュアル等で詳細説明。また、月途中で運開する場合は、翌月より運開するものとする。

4. 期中運開電源に関するリクワイアメントの見直し案 (参考) ① 運開後に出力停止等があった場合のペナルティレート

■ 運開の時期に応じた控除日数と1コマあたりのペナルティレートを設定した場合の、ペナルティの算定結果を以下に示す。



発電所A

＜発電所Aの前提条件＞
 新設電源であり11月1日から運開
 定格出力：30,000kW
 アセスメント対象容量：右表のとおり
 契約容量：12,500kW
 契約単価：12,000 円/kW
 容量確保契約金額：150,000,000円

アセスメント対象容量（単位：kW）											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

※停止コマ数は3574として、また月間上限額は撤廃されているものとして計算。

見直し
した算定
日数のみ

算定式

＜経済的ペナルティ＞
 容量確保契約金額×
 (年間停止コマ相当
 数-3,574)
 ×0.0125%

未達成コマ・経済的ペナルティ推移												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未達成コマ	0	0	0	0	0	0	0	1,440	1,488	1,488	1,344	1,488
未達成コマ (累積)	0	0	0	0	0	0	0	1,440	2,928	4,416	5,760	7,248
ペナルティ 円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,787,500	25,200,000	27,900,000
容量確保契約金額-全月分の経済的ペナルティ = 150,000,000-(15,787,500 + 25,200,000 + 27,900,000)= 81,112,500 円												

見直し
した算定
日数・レートを

＜経済的ペナルティ＞
 容量確保契約金額×
 (年間停止コマ相当
 数-3,574)
 ×0.0299%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未達成コマ	0	0	0	0	0	0	0	1,440	1,488	1,488	1,344	1,488
未達成コマ (累積)	0	0	0	0	0	0	0	1,440	2,928	4,416	5,760	7,248
ペナルティ 円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,763,700	60,278,400	66,736,800
容量確保契約金額-全月分の経済的ペナルティ = 150,000,000-(37,763,700 + 60,278,400 + 66,736,800)= ▲14,778,900 円												

4. 期中運開電源に関するリクワイアメントの見直し案

②実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額レート

- 実需給期間中の月間上限額は、早期に上限まで経済的ペナルティが生じた場合においても、年間を通じて供給力の提供を行うことに対するインセンティブとして設定している。
- 現在の月間上限額のレートは、年間を通じて供給力を提供することを前提に設定していることから、期中運開電源については、**運開月に応じたレートを設定**することが考えられる。
- **現行の整理では「高需要期の6か月間のインセンティブを確保するため、年間上限額の110%を6で除して18.3%としている」ことを踏まえ、以下のとおり期中運開電源のレートを設定してはどうか。**

<期中運開電源の月間上限額の考え方>

運開月	月間上限額	運開月	月間上限額
4月	18.3% (110% ÷ 6か月)	10月	36.7% (110% ÷ 3か月)
5月	20.0% (110% ÷ 5.5か月)	11月	44.0% (110% ÷ 2.5か月)
6月	22.0% (110% ÷ 5か月)	12月	55.0% (110% ÷ 2か月)
7月	24.4% (110% ÷ 4.5か月)	1月	73.3% (110% ÷ 1.5か月)
8月	27.5% (110% ÷ 4か月)	2月	110.0% (110% ÷ 1か月)
9月	31.4% (110% ÷ 3.5か月)	3月	規定なし (年間上限額を超過するため)

※検討会で整理を行うにあたり必要なイメージを記載、詳細な数字は業務マニュアル等で詳細説明。

※実際のペナルティ金額は年間上限額の110%を考慮。

※月途中で運開する場合は、翌日より運開するものとする。

4. 期中運開電源に関するリクワイアメントの見直し案 (参考) ②実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額レート

■ 運開の時期に応じた経済的ペナルティの月間上限額レートを設定した場合の、ペナルティの算定結果を以下に示す。



発電所A

<発電所Aの前提条件>

新設電源であり11月1日から運開

定格出力：30,000kW

アセスメント対象容量：右表のとおり

契約容量：12,500kW

契約単価：12,000 円/kW

容量確保契約金額：150,000,000円

アセスメント対象容量 (単位：kW)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

運開後の全期間中で経済的ペナルティが月間上限額まで発生した場合

		金額	備考
18.3%の場合 (現在)	①容量確保契約金額	150,000,000円	
	②ペナルティ合計	137,250,000円	①×18.3%×5か月
	①－②	12,750,000円	
44.0%の場合	②'ペナルティ合計	330,000,000円	①×44.0%×5か月
	①－②'	-180,000,000円	

※年間上限値は考慮せずに算定。実際のペナルティ金額は年間上限額の110%を考慮し、165,000,000円

4. 期中運開電源に関するリクワイアメントの見直し案

③容量確保契約金額の支払時期について

- 現行の仕組みでは、運開後に容量確保契約金額を超える経済的ペナルティが生じた場合に、月ごとの経済的ペナルティが容量確保契約金額を上回る可能性が高くなる。
- そのため、**期中運開電源に対しては、供給力の提供開始後（運開後）に支払を開始することとし、容量確保契約金額を運開後の月数で除した額を各月に支払う**※こととしてはどうか。

※容量確保契約金額を運開後の月数で除した額から、実需給期間中の経済的ペナルティ等を減じた金額が正值の場合。負値の場合は請求となる。



発電所A

<発電所Aの前提条件>

新設電源であり11月1日から運開

定格出力：30,000kW

アセスメント対象容量：右表のとおり

契約容量：12,500kW

契約単価：12,000 円/kW

容量確保契約金額：150,000,000円

アセスメント対象容量（単位：kW）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

期中運開電源の容量確保契約金額の支払イメージ

※経済的ペナルティは18.3%として計算しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
容量確保契約金額（月額）【円】	0	0	0	0	0	0	0	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	150,000,000
経済的ペナルティ【円】	0	0	0	0	0	0	0	27,450,000	27,450,000	27,450,000	27,450,000	27,450,000	137,250,000
月ごとの収支【円】	0	0	0	0	0	0	0	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000	12,750,000

運開前は支払なし

容量確保契約金額を運転月数で按分
 $30,000,000\text{円/月} = 150,000,000\text{円} \div 5\text{か月}$

4. 期中運開電源に関するリクワイアメントの見直し案

(参考) ①～③の見直しを行った場合の試算

■ 11月1日の運開以降の全期間で、容量停止計画を提出し出力停止した期中運開電源に対して、①～③の対応案をすべて実施した場合における経済的ペナルティ等の試算結果を以下に示す。



<発電所Aの前提条件>

新設電源であり11月1日から運開

定格出力：30,000kW

アセスメント対象容量：右表のとおり

契約容量：12,500kW

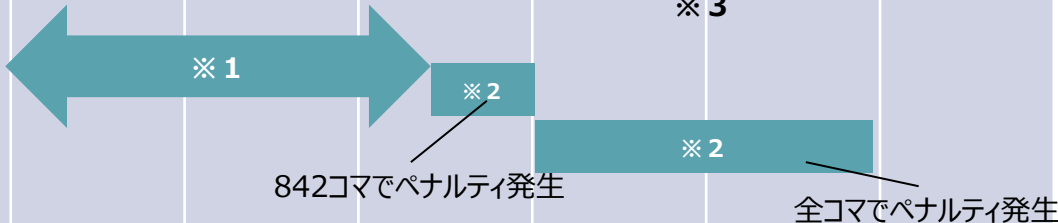
契約単価：12,000 円/kW

容量確保契約金額：150,000,000円

アセスメント対象容量 (単位：kW)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①～③ 実施	経済的ペナルティ 【円】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,763,700	60,278,400	66,736,800	164,778,900
	容量確保契約金額の 支払額【円】	0	0	0	0	0	0	0	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	150,000,000
	月ごとの収支 【円】※4	0	0	0	0	0	0	0	30,000,000	30,000,000	7,763,700	30,278,400	36,736,800	14,778,900



※5

※1 ※2 ①計画停止は**3574コマ**、コマ毎のペナルティレート**0.0299%**とする
 ※3 ②実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額は**44.0%**とする（18.3%の場合の月間上限値は27,450,000円、44.0%の場合には66,000,000円）
 ※4 黒字の金額は事業者への支払額であり、赤字が事業者への請求額
 ※5 ③期中運開電源に対する支払は**運開月分からの支払い**とし、**運開後の期間で容量確保契約金額を按分した金額**とする

- 容量市場では、落札電源に対して年度毎に契約を締結し、実需給年度を通じた供給力の提供を求めている。
- ただし新設電源は運開時期が期中となる場合が想定されるため、運開時期を不要に翌年度へ遅らせることのないよう、参加登録時の期待容量の登録において、運転開始前期間のアセスメント対象容量を0として登録を行うことで、期中運開を年間の契約容量に反映している。
- 今回、上記に該当する新規運開電源に関して、計画停止をはじめとしたリクワイアメント・ペナルティの見直し案の検討を行った。
- 次回以降、これまでの国の審議会での整理も踏まえ、運開遅延の扱いについても検討を進めていく。